

平成29年度事業計画

公益財団法人 中国労働衛生協会

平成 29 年度 事業計画

I 協会を取巻く社会経済情勢等

1 平成 28 年度の回顧

当協会は、以下の 3 つの目標を掲げ事業活動に取り組んだ。

①当協会の理念「私たちは職域、地域において、働く人とその家族の健康の保持・増進に貢献します」および、基本方針に即して施策を策定するものである。

②事業の総収入は 26.7 億円を確保する。

③高額の医療機器等固定資産の保守管理を徹底し、突発的かつ多額な支出の抑制に努める。

①に関しては、中山間地域や島嶼部へ巡回し、事業場労働者や住民の健康診断を実施した。

また、地域住民を対象にした「健康まつり」、「健康講話(転倒予防体操等)」等へ積極的に参画し、当協会独自にも開催した。

加えて、地域を限定した行事(ちゅろふくまつり)を開始、特定健診・がん検診に体力測定や骨密度検査等をセットにして実施した。

②は、健康診断事業、保健指導・健康教育事業及び作業環境測定事業の総収入は、年度計画値を達成する見込みであり、職員の尽力に対して深謝するものである。

第 3 の目標については、一般費用の支出を極力抑えるとともに、大型の医療機器等固定資産の保守管理に努め、予定した執行状況となる見込みである。

2 平成 29 年度の展望等

平成 29 年度も「公益財団法人」として「どのような事業活動が地域住民等の利益になるのか」を役職員各々が常に考え、地域になくてはならない、より存在価値のある機関となるべく努力する必要がある。

さて、周知のごとく未曾有の少子高齢化により今後労働人口の急激な減少が予測されている。それに伴い当然受診者の減少も予測され、労働健診中心の従来のあるり方では収入の確保は将来難しくなると考えられる。

今後当協会が存続するためには健診事業の質の確保は当然のことであるが、生活習慣病予防健診の受診勧奨を行っていくことに加えて、急激に増加する高年齢者の健診、また退職者、個人事業主、家族等の受診機会の少ない人に対する受診勧奨を積極的に行なわなければならない。特に、定年

退職者は、各事業場へ積極的にアプローチを行う。医療保険者へアピールを行い、受診に繋げていく。そのためには更なる施設健診の拡充が必要であり、そのひとつとして、全検診所統一仕様の生活習慣病予防健診およびドック健診と魅力あるオプション検査を提案して行く予定である。

対策型胃がん検診に内視鏡検査が導入され、対象年齢も引き上げられる可能性や住民健診および協会けんぽの乳がん検診（視触診）の実施要領変更に象徴されるように、今後健診内容も変貌して行くことも予測される。われわれは、今後これまで以上に積極的に情報収集を行い可及的に柔軟な対応を行うことが要求される。

職員は、そういう現状認識のもとに自らの職務に誇りを持って意識改革を行い、現状に安住せず、組織として個人として少しずつ前進し成長することを目標とする。

II 平成 29 年度の目標

1. 5年後を目安とした経営計画を3月末までに策定し、それに即して各施策を立案実行する。
2. 事業の総収入は27.5億円を確保する
3. 高額の医療機器等固定資産の保守管理を徹底し、突発的かつ多額な支出の抑制に努める。

以上は、当協会の理念「私たちは職域、地域において、働く人とその家族の健康の保持・増進に貢献します」および基本方針に即して行うことは言うまでもない。

III 主要基本施策

1 健康診断事業の推進

良質な健康診断実施のため、当協会のモットーである「正確・迅速・親切」を徹底する。優れた接遇により心のこもった受診者への対応と的確なマネジメントが必要である。学会や研修会参加等により技術の向上や知識の習得を図り、必要な資格の取得を継続的に行う。全部署において、全体のレベルを常に向上させることを心がける。

健診データ入力、受診票にデータ記載の上モバイル登録し、後日事務課にて受診票と入力データの突合を行い、検査結果の正確性を維持する。

今後、人口減少が進む中、健康診断実績の確保を目指し、高付加価値健

診への移行や受診対象者の掘り起し、魅力ある新商品の導入・開発等を行う。

なお、健康診断計画は、効率的かつ採算性を考慮した計画でなければならない。

(1) 労働健診

定期健康診断、特殊健康診断を実施するとともに、労災二次健康診断等を適切に実施し、受診者の疾病の予防・早期発見に努める。労災二次健康診断は、指定機関としては福山本部のみであったが、新たに尾道検診所で実施する。全検診所において実施手技の研鑽と併せて受け入れ態勢の拡充に努める。

50人以上の事業場に対して少なくとも年1回以上労働者に対して「ストレスチェック」の実施が義務付けられて1年が経過したが、今後もスムーズな運用が出来るように、対象事業場との連携を図る。

また、特定化学物質障害予防規則による特殊健康診断について、事業場の業務内容等の調査を徹底し、適切な健康診断の実施が出来るように働きかける。

なお、全国健康保険協会は、労働安全衛生法に基づく定期健康診断として実施された検査結果を、特定健康診査結果として提供するよう各健診機関に要請しており、引き続き積極的に協力する。

(2) 生活習慣病予防健診

生活習慣病予防健診については、引き続き全国健康保険協会及び健康保険組合等の協力を得て受診勧奨を積極的に行い、労働健診から生活習慣病予防健診等の高付加価値健診への移行を推進する。

(3) 胃がん、肺がん等の予防検診

国、地方公共団体等は以前から“がん検診”の受診率の向上に取り組んでいる。国のガイドラインで胃部内視鏡検査も胃がん検診として認められてきたことから、胃がん検診の環境が変わりつつあるが、今後の状況に注視しつつも従来通り積極的に推進する。増改築が完了した鳥取検診所は、胃部内視鏡検査および婦人科検査（マンモグラフィ・子宮頸部細胞診）を開始する。現在、内視鏡検査を実施している福山本部、米子検診所は、専門医の確保等、受け入れ態勢の充実に努める。

また、低線量胸部CT検査は、今後も有効な広報等を行い、より一層、地域社会において“肺がん”の早期発見に貢献する。

(4) 地域住民に対する特定健康診査

尾道市及び江府町の特定健康診査は、引き続き関係行政機関と連携を密にし、より多くの住民に対して市町のがん検診とセットにした受診を勧奨するよう努める。

なお、他の市町における特定健康診査(住民健診)は、関係機関との連携を図りつつ、市町との実施契約が出来るよう環境整備に努め、施設健診の拡充を図る。

今後、定年退職者や主婦、個人事業主等、健診を受ける機会がない方をはじめ、どのように受診したらよいかわからない方々に健診を受ける機会を提供するため、付加サービスを加えた会員制での取り組みを福山本部にて開始した。これは、前述の地域を限定して実施している行事と重ねて行うことも含め今後も推進し、各検診所においても検討する。

(5) 社会的弱者及び利便性の悪い地域に対する健康診断

特別養護老人ホーム等の施設利用者に対する健康診断(無料の胸部X線検査)については、撮影可否等の条件説明を徹底したうえで、実施施設を拡大するよう努める。なお、他機関で実施している対象までを無料で実施するものではない。

また、健康診断の受診機会に恵まれない中山間地域や島嶼部に居住する人々に対しても従来どおり積極的にその場を提供すること。

(6) 精密検査未受診者への受診勧奨

胸部X線、胸部CT、胃部X線、胃部内視鏡、便潜血、PSA、腹部超音波検査、子宮頸部細胞診検査及び肝炎(HBV、HCV)検査の精密検査結果の返信がない受診者に対し、概ね4か月後に受診勧奨ハガキの送付を行う。

精密検査を行い、疾病の早期発見、治療開始ができたとの喜びの声も度々聞かれるところであり、健康診断本来の目的の達成と質の評価の観点からも大変重要な部分であることを認識して引き続き、これに取り組む。この事業の効果の客観的評価を行った上、今後は受診勧奨範囲の拡大も検討していく。

(7) オプション検査の推進

アミノインデックス(福山本部)、ロックスインデックス(全検診所)を新たにに取り組む。今後もニーズとエビデンスを鋭意検討し、有意義で

魅力のあるオプション検査の構築と推進を行い、働く人々とその家族等の健康の保持・増進に寄与する。

2 保健指導・健康教育事業の推進

公益財団法人として、多くの地域住民や働く人々の健康の保持・増進を図る（公益の推進）観点から、新たな視点に立った保健指導・健康教育を展開する。

(1) 産業医契約事業場に対する活動

産業医契約事業場に対する活動については継続してこれを行い、契約事業場の作業環境管理・作業管理・健康管理等を支援する。

なお、「ストレスチェック」が規模 50 人以上の事業場に義務付けられ、その実施体制の主体は産業医・保健師等とされている。高ストレス者への対応および職場環境改善指導等においてその役割の重要性が増しており、各自一層の研鑽を積み、より信頼される対応を行う。機微な個人情報を取り扱うので関係者は十分な配慮が必要である。

(2) 特定保健指導の実施

特定保健指導は、受診者の健康を保持・増進する観点から極めて重要な役割を果たすものであり、中途脱落者が生じないよう各健康保険組合と更なる連携を図り、実効ある形で推進する。情報を収集し、更なる組合健保の保健指導の取り込みを行っていく。なお、「協会けんぽ」から特定保健指導の協力要請がある場合は、逆指名等行い有効な事業場の獲得を行う。

(3) 保健指導契約事業場に対する活動

保健指導契約事業場に対する活動については、保健師による生活改善指導、健康管理に関する情報の提供等を更に充実し、その強化を図る。

(4) メンタルヘルス対策の推進

事業主が管理職等を対象に行うラインケアのためのメンタルヘルス教育訓練への支援を引き続き行う。そのため以前より計画的に参加している全国労働衛生団体連合会が開催する「メンタルヘルス講習会」を積極的に活用し、医師、保健師のスキルアップを図る。

規模 50 人以上の事業場に対して義務付けられた「ストレスチェック」の実施については、対象事業場への事前説明を徹底するとともに事業場の産業医に実施者となっていただくよう事業場を介して強く働きかける。加

えて、実施事務従事者等と連携を図ることによりスムーズな運用を行う。

(5) 健康づくり支援

働く人々とその家族等の健康の保持・増進を目的とした「心とからだの健康講座」は、公益目的事業の中核の一つをなすものであり、本講座の開催にあたっては、心身の健康を含めた健康づくりを目的として時宜を得たテーマを設定し開催すること。

なお、「心とからだの健康講座」は、ホームページ等への開催予定の掲載による広報に努め、関係行政機関、産業保健総合支援センター等の協賛または後援を得るなどして、企業の衛生管理担当者のみならず、広く一般住民の方々も気軽に参加できる健康講座として開催し、公益性を高めるためできるだけ多くの参加を頂けるよう努力する。

(6) 健康づくりのためのイベント参加等

市町などが主催もしくは協賛する地域の「健康まつり」等に積極的に参画し、地域住民を対象にした無料の体力測定や保健指導などを引続き実施するとともに、より社会貢献出来る新しい取り組みを模索し実行に移す。

また、地方公共団体が主催もしくは協賛する「健康に関する協議会」やその他の行事への参加に努める。

さらに、地域自治会等が開催する健康に関する講話への講師派遣依頼があった場合には積極的に応じる。

(7) 健康診断実施事業場の支援

健康診断実施後のフォローアップを確実にを行うため、規模 50 人以上の事業場に対して、当協会を受診した全事業場のデータと当該事業場の受診データを項目別に比較・集計した資料(グラフ)を提供している。これらを労働者の健康管理のために有効に活用して頂けるよう積極的に働きかける。

(8) 禁煙対策の推進

当協会において敷地内禁煙は従前から実施しているところであり、積極的に禁煙対策を行ってきた。能動喫煙による疾患リスクは言うまでもなく、受動喫煙についても労働安全衛生法改正により防止の努力義務が定められた。平成 28 年度は、「喫煙対策実施マニュアル」を各事業場に配付・啓発し、要望のある事業場には、禁煙外来のある医療機関の一覧表等を届けた。また、要望があった事業場へ喫煙対策の講演を行う。

今般、厚生労働省受動喫煙防止ロゴマークの使用許可を得た。名刺にロゴマークを入れるだけでなく、健診センター出入り口や検診車出入り口にロゴマークを掲示し、受動喫煙防止の啓発活動を行う。

健康増進法が改正され、今国会において罰則を伴う受動喫煙防止の立法が予測されることから各事業場の喫煙対策立案に積極的に協力する。

3 作業環境測定事業の推進

作業環境測定は、作業環境管理のための重要指標を示すものであり、事業場にとって労働衛生管理の基本の1つである。引続き徹底した精度管理のもと、作業環境測定基準に沿った精度の高い測定を行い、迅速な報告を心がける。

昨年6月に化学物質を取り扱う事業場に対してリスクアセスメントの実施が義務づけられた。また、オルトートルイジンが、特定化学物質障害予防規則に追加されたので、適切な対応を行う。

また、必要に応じ特殊健診の判定に作業環境測定データのデータがより反映されるよう努めるとともに、行政機関等へデータを還元し、環境改善策について提言、一般住民の健康確保にも役立てる観点から相談があればこれに応じる。

4 調査・広報事業の推進

季刊誌「BLOOM」、「健康だより」は、身近な健康の維持管理に役立つ情報をタイムリーに提供するものとして、その果たすべき役割は大きいものがある。広報誌に求められていることを調査・吟味し、より内容の充実を図る。

また、健康診断結果及び作業環境測定結果の集積データを分析し、その結果を関係行政機関等に提供することは、国あるいは地方公共団体の今後の施策立案にも大きく貢献するものであり、継続する。

ホームページは、お知らせ等の最新化を図り、健康診断や協会機能の情報提供に努める。常に魅力的な、顧客のニーズに合った情報を提供するとともに、「BLOOM」、「健康だより」、「健康診断・作業環境測定集計結果報告書」とあわせて、多くの働く人々とその家族等の健康の保持・増進に役立つ情報提供に努める。「BLOOM」だけでなく「健康だより」も当会のホームページで閲覧でき、「心とからだの健康講座」の講座内容も掲載している。健康診断申し込みは、ホームページから当会書式のWEB予約ができていたが、福山本部では新たにMRSOでのWEB予約も可能となった。今後も使用頻度の高い健保から順次登録して行く。

なお、平成29年新春号より「BLOOM」の医療情報である「特集そこが知

りたい！！」を 5,000 部別刷りし、健診センター、巡回健診会場で受診者が自由にお持ち帰りいただけるようにした。また、事業場に配付や公民館等の公的施設にも置かせていただけるようにした。

加えて、協会事業を客観的に評価できる「事業年報」を作成し、関係各所に配付し、信頼性を高める。

IV その他の基本施策

1 改正労働安全衛生法等の周知

(1) 平成 29 年 1 月 1 日からオルトートルイジンが特定化学物質に新規追加で施行されており、引き続き周知徹底を図ること。

(2) 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA) による健康障害の防止対策が平成 28 年 9 月に行政通達として発出されたので、関係事業場へ暴露防止および特殊健康診断の実施等の適切な指導等行うこと。

2 個人情報の安全管理の徹底

当協会は、健康情報という特に機微な個人情報を多数扱っている。

もとより、事故の発生を未然に防止するためには、個人情報を取扱う個々の職員が安全管理に関する意識を如何に高いレベルで保つかが重要である。そのためには、教育を徹底し、かつ、PMS（個人情報保護マネジメントシステム）を着実に運用する必要がある。各検診所においてリスクマネジメント部会を開催し、その事故発生事例を持ち寄り、個人情報保護委員会で精査する。事例は、事故の再発を防止するために全職員で共有し、より強固な安全管理の徹底を図る。管理の状況は、内部監査を的確に実施し、再確認・再認識をする。

なお、平成 28 年度より、誤封入を防止するため、内容物および送付先はダブルチェックを行い、確認印を押すこととした。

加えて、各職員が使用したコンピューターのログ（記録）を取得し、不正・不審な操作があるかどうか本年 1 月より管理者がチェックを行うこととした。個人情報の持ち出しや流出の抑制を行う。

3 労働衛生サービス機能評価基準を基にした自主監査の実施

労働衛生サービス機能評価基準に合致し、業務が適切に実施・維持されているかを検証し、必要な改善を行うことは“外部の信頼を得る”ための重要な手段である。

引続き労働衛生サービス機能の更なる向上を図るため、「自主監査実施要領」による自主監査を的確に行う。

4 事故の防止

医療事故はもとより、交通事故、健診機器や検診車の故障は本来あってはならないものである。

事故を未然に防止するためには、「標準作業書」に定める手順に従い業務を進めることが何より大切である。

日頃から基本に則った作業を心掛けるとともに、不幸にして事故が発生した場合には「リスクマネジメント規程」に定めるところに従い、適切な対応策を講じること。

なお、日頃からアクシデント（事故）報告はもちろん、インシデント（ヒヤリ・ハット事例）もレポートにまとめ、毎月各検診所で開催するリスクマネジメント部会にて報告・討議し、事故防止の徹底を図る。また、部会での討議内容を安全管理委員会へ適宜報告し、その事例と問題点・対策を全職員が周知・共有し、再発防止のためのPDCAサイクルを機能させて行く。

5 精度管理等の徹底

健康診断、作業環境測定 of いずれにおいても、結果の精度は高いものでなければならない。そのためには、最新の知識、技術等が必要であり、これを習得することを目的に、引続き、医師、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師及び作業環境測定士等の職員は、学会や研修会、講習会等へ参加し、その資質向上に努める。

また、健診機器、測定機器等の整備点検を行い、機器の精度の維持管理を行い、外部機関が行う精度管理事業では最高ランク評価を常に獲得できるようにする。

なお、各種医療従事者のより高度な技術習得の為の認定資格取得及びその更新に必要な研修または講習等の参加については、その必要性を見極め、計画的に推進する。

6 学術活動の推進

医師、保健師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師および作業環境測定士等の職員は、健康診断等日常業務の成果を積極的に学会・研究会で発表し、論文化するよう努力する。発表する場合は、協会として支援する。

平成 28 年度は、福山医学祭へ 4 題の発表を行い、その内 2 題が優秀発表

賞を受賞した。中国四国合同産業衛生学会へ3題、日本総合健診医学会へ1題発表を行った。職員の学術活動への参加の重要性を改めて認識させるものであったが、当協会の規模からすればまだまだ少なく、今後も学会・研究会での発表、学術論文の投稿を積極的に行い、当協会の学術性の高さを証明することにより信頼性を高め他機関との差別化を図って行く。今後、この発表については職員全体で共有する機会を設ける。

7 予算の効率的・効果的執行

公益法人に求められている収支相償実現のため、適正な予算管理に努める。

収入においては、計画の進捗状況把握を適宜行うことで年度予算額の確保に努め、支出においては、設備等の整備を計画的に行い、経費の精査を徹底することで無駄な支出を削減し、年度予算額の超過防止に努める。

また、機器等の更新に関しては、中長期的視点に立った計画を策定し、重点指向に徹した執行に努める。

8 職員の心身両面の健康づくり

職員が心身ともに健康で、生き生きと働くことができる職場を形成するためには、まず、各自が自身のストレスに気づくことが重要である。

そのためには、各級管理者は気づきへの援助が出来るよう日頃から職員の話に耳を傾け情報交換に努める。

「ストレスチェック」の分析結果を産業医へ報告し、安全衛生委員会で協議して、ストレス低減ができるよう改善を図る。また、高ストレス対象者で医師面接申出者が出た場合は、適切な対応を講ずる。

9 効率的なシステムの運用

標準システムは、運用開始後13年を経過し、現在では安定稼動が維持されている。これは時に応じて改修等を行った結果である。

今後も当面は必要に応じてシステムの改良や改修を重ねて行く。平成29年度から言語の書き替えと一部のオフィスコンピューターをクライアントサーバー方式へ変更する等、適切な対応を講じて行く。

平成 29 年度 健康診断等実施計画

1 健康診断

項 目	人 員			金 額 (千円)		
	29 年度	28 年度	増 減	29 年度	28 年度	増 減
1 労働健診	276,052	252,533	23,519	1,243,628	1,192,152	51,476
(1) 一般健診	170,270	166,499	3,771	979,385	961,433	17,952
①全項目健診	102,366	100,859	1,507	783,605	770,826	12,779
②省略健診	67,904	65,640	2,264	195,780	190,607	5,173
(2) 雇入時健診	3,801	3,343	458	31,363	27,860	3,503
(3) 特殊健診	61,007	54,274	6,733	194,476	174,566	19,910
(4) その他	40,974	28,417	12,557	38,403	28,293	10,110
2 生活習慣病予防健診	74,303	71,718	2,585	1,186,934	1,158,168	28,766
(1) 協会けんぽ	51,592	49,873	1,719	801,255	788,836	12,419
(2) 組合健保	22,711	21,845	866	385,678	369,331	16,347
3 がん検診等	6,488	8,101	-1,613	25,865	33,327	-7,462
4 住民・学校健診	29,290	31,021	-1,731	115,141	116,417	-1,276
5 その他				10,887	9,642	1,245
小 計	386,133	363,373	22,760	2,582,454	2,509,707	72,747
6 委託健診	6,000	6,000	0	62,001	62,001	0
合 計	392,133	369,373	22,760	2,644,455	2,571,707	72,748
7 社会的弱者健診	685	598	87			

2 保健指導・健康教育

項 目	事業場数等			金 額 (千円)		
	29 年度	28 年度	増 減	29 年度	28 年度	増 減
産業医活動	108	99	9	44,431	43,541	890
保健指導	18	13	5	3,223	3,000	223
特定保健指導	82	69	13	11,586	9,093	2,493
心とからだの健康講座	6	6	0			
健康まつり	22	18	4			
地域自治会健康講話等	10	9	1			
メンタルヘルス	9	9	0	1,130	870	260

3 作業環境測定

項 目	単位作業場			金 額 (千円)		
	29 年度	28 年度	増 減	29 年度	28 年度	増 減
粉じん	305	280	25	9,791	8,988	803
特化物	579	468	111	8,484	7,848	636
有機溶剤	741	704	37	26,824	25,470	1,354
その他	117	130	-13	2,399	3,282	-883

4 調査・広報

BLOOM 年間 4 回発行 (季刊誌) 6,000 部 × 4 回 = 24,000 部

健康だより 毎月ホームページにて発信

健康診断・作業環境測定結果報告書 年 1 回 5,000 部

事業年報 200 部

